

## 地球社会共生学部の留学制度についての注意事項（2020年度以降入学者用）

本学部の受験・入学をお考えの受験生・保護者の方は、必ず以下の内容をご確認ください。

1. 本学部の卒業するためには、原則として半期の学部留学\*を行う必要があります。  
\*学部留学として認定されるのは、「学部間協定校留学」あるいは「大学間協定校留学」によるアジア地域の大学への半期以上の留学です。「学部間協定校留学」とは、地球社会共生学部が協定を結んだ大学（学部）への留学で、2021年7月現在で、タイとマレーシアの8大学と協定を結んでいます。「大学間協定校留学」とは、青山学院大学が協定を結んだ大学への留学です。地球社会共生学部の学生だけではなく、全学部の学生が応募することができ、その中から候補者が選抜されます。大学間協定校留学の詳細は、本学のHP（「青学から海外へ>協定校留学」<http://web.iec.aoyama.ac.jp/studyabroad/exchange>）をご参照ください。
2. 学部間協定校留学は原則として2年次後期に実施されます（留学先大学への出願は1年次後期）。ただし、3.に記す条件が満たせなかったなどの理由で、3年次後期以降の派遣となる場合があります。
3. 本学部の学生は、以下の条件を満たした場合に学部間協定校留学に応募することができます。大学間協定校留学の条件については上述のURLをご参照ください。
  - 出願直前の学期のGPA（履修登録科目1単位あたりの評点平均値）が1.5以上であること（ただし、1年次終了時に留学先指定のGPA基準を下回ってしまった場合は留学取消となります）。なお、3年次以降に留学する場合は累積のGPAを用いる。
  - 入学後、留学出願時までIELTS Overall Band Score 5.0以上を取得していること
  - 留学に必要な科目の単位を取得していること
  - 2年次へ進級する要件\*\*を満たしていること

\* \*進級の要件は、1年次に20単位以上取得すること、必修の英語科目を6単位以上取得すること、IELTS (Academic Module)を受験し、後期定期試験終了日までにIELTS公式の成績証明書（Test Report Form）を提出すること。
4. 本学部の卒業するためには、原則として学部留学を行う必要がありますが、心身の状態により安全な留学が困難な場合などやむを得ない事情があり、それを本学部が承認した場合は、4年次に国内の代替科目（「アジア理解（選択必修）」）を履修することができます。この科目に合格することで、学部留学に代わる卒業要件単位を修得することとなります。

5. 学部間協定校留学のためには以下の条件を順守してください。大学間協定校留学については前述の URL をご参照ください。

- 渡航費、保険費、ビザ申請費、生活費等、留学にかかる経費は学生が負担すること。ただし、現地の寮費の一部（原則 1 部屋二人以上。部屋代のみ）は原則として本学部から補助される。
- 留学時期は本学部が指定し、個人の事情では変更できない。学生は本学部指定の航空便で渡航及び帰国することとなる。
- 留学期間中は留学先国に滞在すること。第三国への出国及び日本への一時帰国は、危機管理を目的とした緊急避難等の非常時を除き原則として認めない。
- 留学先では本学部が指定した居室（原則 1 部屋二人以上）に滞在すること。
- その他、留学に関することは本学部の指示に従うこと。
- 本学部の指示に従わない場合は留学が取り消し、あるいは強制帰国となることがある。

6. 災害、治安悪化、感染症等、留学先の国・地域あるいは大学における状況の変化により安全な留学が困難になった場合は、留学の中止あるいは早期帰国の可能性があります。留学中止の場合は、「4」の代替科目を履修・合格することにより学部留学に代わる卒業要件単位を修得することとなります。なお、留学が中止あるいは早期帰国になった場合でも授業料の返還は行われません。

7. これらの注意事項は 2021 年 7 月時点のものであり、今後変更となることがあります。

8. ご不明な点等ございましたら、学務課 地球社会共生学部担当（TEL:042-759-6050）までお問い合わせください。

以上

改訂 2021 年 7 月 1 日